

○茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例施行規則

昭和51年3月31日

茨城県規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例(昭和51年茨城県条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み等)

第2条 茨城県産業技術イノベーションセンター(以下「センター」という。)の設備を使用し、又はセンターに対して試験、分析、検査、試作、調製、加工等(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、あらかじめ設備使用申請書(様式第1号)又は試験・分析・検査申請書(様式第2号)若しくは試作・調製・加工申請書(様式第3号)を茨城県産業技術イノベーションセンター長(以下「センター長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに設備使用変更申請書(様式第4号)、試験・分析・検査変更申請書(様式第5号)又は試作・調製・加工変更申請書(様式第6号)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料及び手数料の納入)

第3条 前条の承認を受けた者は、条例第2条に規定する使用料又は手数料をセンター長の指定する期日までに納入しなければならない。

(材料等の提出)

第4条 第2条第1項の規定による試験等の依頼の承認又は同条第2項の規定による当該承認を受けた事項の変更の承認を受けた者(以下「依頼者」という。)は、遅滞なく試料又は材料をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項の試料又は材料の数量を指定することができる。

(順守義務)

第5条 第2条第1項の規定による設備の使用の承認を受けた者(以下「設備使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備を使用するときは、センターの職員(以下「職員」という。)の指示に従うこと。
- (2) 設備の構造の改造及び変更をしないこと。
- (3) 器具類をセンターの外に持ち出さないこと。
- (4) 設備の使用を終了したときは、清潔に掃除すること。
- (5) その他センター長の指示する事項に従うこと。

(取消し及び停止)

第6条 センター長は、設備使用者がこの規則又は承認の条件に違反して設備を使用したときその他設備使用者に設備を使用させることが不相当であると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は一時停止させることができる。

2 センター長は、業務の都合により必要があるときは、設備の使用の承認を取り消し、又は一時停止させることができる。

(原状回復等)

第7条 設備使用者は、建物、設備又は機械器具を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、センター長の指示に従い、これを原状に復さなければならない。この場合において、原状に復することができないときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条 第2条第1項又は第2項の規定により依頼を受けて行った試験等により試料又は材料の全部又は一部を滅失しても賠償の責めを負わないものとする。

(使用料及び手数料の減免)

第9条 条例第3条の規定により使用料又は手数料の全部又は一部を免除することのできる場合は、次に掲

げる場合とする。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用のため設備を使用し、又は試験等を依頼するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために設備を使用し、又は試験等を依頼するとき。
- (3) その他センター長が必要と認めるとき。

2 使用料又は手数料の免除を受けようとする者は、第2条第1項又は第2項の規定による書類を提出する際に、併せて使用料減免申請書(様式第7号)又は手数料減免申請書(様式第8号)をセンター長に提出しなければならない。

(使用料及び手数料の返還)

第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料又は手数料の全部又は一部を返還することのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第6条第2項の規定により設備の使用を取り消したとき。
- (2) 設備使用者の責めによらない事由により設備を使用することができなかつたとき。
- (3) 設備の使用開始前に使用の取消しを申し出たとき。
- (4) 依頼者の責めによらない事由により試験等を行うことができなかつたとき。

(成績書の交付)

第11条 依頼者は、その依頼した試験等の成績を必要とするときは、成績書交付申請書(様式第9号)をセンター長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出は、原則として第2条第1項又は第2項の規定による書類を提出する際に、併せて行うものとする。
- 3 センター長は、第1項の規定による申請書の提出があつたときは、当該試験等の終了後依頼者に成績書(様式第10号)を交付するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの設備の使用、センターに対する試験等の依頼その他必要な事項については、センター長が定める。

様式第1号(第2条第1項)

設 備 使 用 申 請 書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

次により、貴センターの設備を使用したいので、申請します。

1 設備の名称

2 使用の目的

3 使用数量

4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(使用時間 年 月 日 時から 時まで)

様式第2号(第2条第1項)

試験・分析・検査申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

次の試験(分析, 検査)を依頼したいので, 申請します。

- 1 試験(分析, 検査)の内容
- 2 試験(分析, 検査)の目的又は事由
- 3 試料名及び数量
- 4 産地(製造地)名及び製造者名
- 5 試料の返還の要否

様式第3号(第2条第1項)

試作・調製・加工申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

次により試作(調製, 加工)を依頼したいので, 申請します。

- 1 試作(調製, 加工)の内容
- 2 試作(調製, 加工)の目的又は事由
- 3 材料又は試料の名称及び数量
- 4 試作(調製, 加工)の方法
- 5 その他必要事項

設備使用変更申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所

電話番号

事業所名

氏 名

私が 年 月 日付けで申請した貴センターの設備の使用について、その内容を次により変更したいので、申請します。

1 使用許可の年月日及び番号

2 使用許可の内容

(1) 設備の名称

(2) 使用の目的

(3) 使用数量

(4) 使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

(使用時間 年 月 日 時から 時まで)

3 変更事項

様式第5号(第2条第2項)

試験・分析・検査変更申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

私が 年 月 日付けで依頼した試験(分析, 検査)について, その内容を次により変更
したいので, 申請します。

1 依頼の内容

- (1) 試験(分析, 検査)の内容
- (2) 試験(分析, 検査)の目的又は事由
- (3) 試料名及び数量
- (4) 産地(製造地)名及び製造者名
- (5) 試料の返還の要否

2 変更事項

様式第6号(第2条第2項)

試作・調製・加工変更申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

私が 年 月 日付で依頼した試作(調製, 加工)について, その内容を次により変更
したいので, 申請します。

1 依頼の内容

- (1) 試作(調製, 加工)の内容
- (2) 試作(調製, 加工)の目的又は事由
- (3) 材料又は試料の名称及び数量
- (4) 試作(調製, 加工)の方法
- (5) その他必要事項

2 変更事項

使用料減免申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

私が 年 月 日付けで申請した設備の使用に係る使用料を減免願いたく、次のとおり申請します。

1 設備の使用

- (1) 設備の名称
- (2) 使用の目的
- (3) 使用数量
- (4) 使用期間

年 月 日から

年 月 日まで

(使用時間 年 月 日 時 から 時まで)

2 減免申請の理由

3 使用料の額 円

4 使用料減免の額 円

5 摘 要

手数料減免申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

私が 年 月 日付けで依頼した試験等に係る手数料を減免願いたく、次のとおり申請します。

1 試験等の内容

- (1) 試験等の種類及び内容
- (2) 試験等の目的又は事由
- (3) 材料又は試料の名称及び数量
- (4) 試験等の方法
- (5) その他

2 減免申請の理由

3 手数料の額 円

4 手数料減免の額 円

5 摘 要

成績書交付申請書

年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
電話番号
事業所名
氏 名

私が 年 月 日付で依頼した試験等に係る成績書を交付願いたく申請します。

1 試験等の内容

- (1) 試験等の種類及び内容
- (2) 試験等の目的又は事由
- (3) 材料又は試料の名称及び数量
- (4) 産地(製造地)名及び製造者名
- (5) 試験等の方法
- (6) その他必要事項

2 成績書の交付を必要とする理由

様式第 10 号(第 11 条第 3 項)

成 績 書

年 月 日

殿

茨城県産業技術イノベーションセンター長 印

年 月 日付で依頼を受けた次の試験等の成績は、別紙のとおりです。

- 1 試験等の種類及び内容
- 2 試験等の目的又は事由
- 3 材料又は試料の名称及び数量
- 4 産地(製造地)名及び製造者名
- 5 試験等の方法
- 6 その他の事項